

庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービス使用契約
仕様書

(期間:平成30年9月1日～平成34年8月31日 48ヶ月間)

平成30年6月29日

沖 縄 県

1 概要

1.1 件名

庁外アクセス用 Window 端末及び通信サービス使用契約

1.2 使用期間

平成 30 年 9 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日までの 48 ヶ月間

1.3 目的

本県においては、業務効率化等の観点から、モバイルワーク等場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を構築するための検証事業が開始されている。

上記に係る通信基盤整備のため、試験的に、庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービスを使用する。

1.4 契約内容の概要

本仕様書が定める要件に適合する庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービスを提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう、保証サービス等の提供を行うものとする。

2 提供内容

2.1 庁外アクセス用 Windows 端末及び管理用端末

別紙1「庁外アクセス用 Windows 端末仕様」を満たす端末 50 台一式を納入すること。

また上記とは別に、当該端末を管理するためのノートPCを1台納品すること。当該管理用端末にはLANケーブルの差込み口が備え付けてあり、ウイルス対策ソフトや管理用のツール等がダウンロードされていること。

上記端末は、リースにより使用する。

2.2 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線 50 回線を提供すること。

- ① LTE/3G で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。
- ② インターネット接続時に、自社のサービスにおいてフィルタリングを実施すること。
- ③ 1 ヶ月あたり 1 台に対して 7GB 以上のデータ通信料を含むこと。
- ④ 調達する全ての回線をグループ化して、追加費用や操作を要せずデータ通信量をシェアできることただし、データ通信量をシェアできるメニューがない場合、③の通信料を含むメニューで提供すること
- ⑤ 移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者の移動通信サービスを利用し、電波が入りにくい建物やエリアについて、本県からの申告があった場合は、通信事業者のサービスメニューの範囲内(無償)において対応を実施すること。

2.3 庁外アクセス用 Windows 端末管理システムの提供

別紙2「庁外アクセス用 Windows 端末管理システム仕様」を満たす端末管理システムを納入すること。

当該システムについては、管理用ノートPCに導入した上で、当該管理用端末を納入すること。

なお、サービス提供方法としては県庁内に新たに特別な設備を導入しなくてもサービスが受けられること。

3 導入業務

以下の仕様を満たす初期設定等を実施し、納入すること

3.1 業務の内容

本書に基づき受注業者は落札決定後直ちに導入の作業計画書を提出し、本県と事前に協議すること。

- ① 納品する端末は平成 30 年 9 月 1 日から利用できるようにすること。
- ② 本県が指定する機能のみを有効に設定し、全ての納品する端末に設定すること。
- ③ 本県が指定する以下の項目について、設定及びインストール等を行うこと。

- ・アプリケーションインストール用 ID 取得及び設定
- ・MDM ※別紙2
- ・ウイルス対策ソフト

※なお、上記の設定については沖縄県と協議・確認を行いながら設定し、管理台帳を作成すること。また、作成した管理台帳は、電子データで納品すること。

※管理台帳を別紙とした納品確認書を作成し、提出すること(任意様式)

④ 以下の手順書を作成すること。また作成した手順書は、電子データで納品すること。

- ・庁外アクセス用 Windows 端末設定手順書
- ・庁外アクセス用 Windows 端末故障時/紛失時の対応手順書(利用者向け)
- ・庁外アクセス用 Windows 端末故障時/紛失時の対応手順書(管理者向け)

⑤ 画面保護フィルムは画面に貼り付けた状態で納品すること

⑥ 庁外アクセス用 Windows 端末名、管理番号、サポートダイヤル番号等識別可能なラベルを貼り付けること。

⑦ 導入に合わせて、管理者に対して納品物等の操作研修を実施すること。

3.2 保守・運用

契約期間において、納入した全ての機器・装置を常時正常に動作するよう保守を行うこと。保守条件の詳細については別紙3「保守条件」のとおりとする。

3.3 特記事項

契約満了後は、本県の指示に従い、速やかに庁外アクセス用 Windows 端末の回収を行うこと。回収場所は企画部総合情報政策課とする。また、回収の際は、当該端末のデータは沖縄県立会いのもとデータ消去を行うこと。

4 納入場所

沖縄県企画部総合情報政策課

5 納入期限

平成 30 年 9 月 1 日

6 受託者の条件

- ① 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運営している事業者であること
- ② 電波が入りにくい建物やエリア(離島地域等も可能な限り含む)については、無償で電波の改善対策を実施できること。

7 その他

7.1 再委託制限

7.1.1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

・契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

7.1.2 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置

を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

7.1.3 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ・再委託により履行することのできる業務の範囲

- 端末等の納入、回収

- その他（本契約は、一般競争入札の落札者を受注者とするため、落札者と協議を行い定める。）

7.1.4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による本県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・その他、簡易な業務

- 資料の収集・整理

- 複写・印刷・製本

- 原稿・データの入力及び集計

7.2 秘密保持

本業務に際して知得した業務上の秘密を他に開示、提供又は漏洩してはならない。

7.3 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により、県及び第三者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

7.4 その他

本要件定義書及び仕様書に記載のない事項又は疑義がある場合は、本県に確認し、その指示によること。

別紙1

庁外アクセス用 Windows 端末仕様

区分	概要
端末の種類	タブレット端末もしくは 2in1 ノート PC であること タブレット端末の場合、カバータイプのキーボード及びマウス利用ができること
CPU	Core i5 と同等以上の処理能力を持つもの
OS	Windows 10 Pro
本体メモリ	8GB 以上であること
ストレージ容量	128GB 以上であること
ワイヤレス WAN	LTE 通信モジュールを内蔵していること
通信サービス	国内で提供されている LTE/3G 回線が使用できること 契約期間中安定した通信サービスを提供できること 短期間に大量のデータ通信を利用した場合でも、通信速度制限等の規制がないこと 通信量については 1 回線あたり 7GB 程度とし、全ての回線をグループ化して、追加費用や操作を要せずにデータ通信量をシェアできること
無線	Wi-Fi (802.11a/b/g/n/ac)、Bluetooth に対応していること
ディスプレイ	対角が 12 インチ以上であること マルチタッチパネルを搭載していること
重量	1,224g 以下であること タブレット端末の場合、カバータイプのキーボードを含む重量
バッテリー性能	LTE/3G 回線を利用している状態で、連続駆動時間が約 18 時間以上あること もしくは、最大約 12.5 時間の動画再生が可能であること
センサー等	GPS 機能、照度、地磁気、ジャイロ、加速度等が搭載されていること
カメラ	フロント、リアともにカメラがついていること フロントカメラが約 200 万画素以上、リアカメラが約 800 万画素以上であること
その他	充電器等端末を利用する上で備えるべき物品は付属すること 液晶保護フィルム(貼付して納品)、Bluetooth 対応マウスを付属すること

別紙2

庁外アクセス用 Windows 端末管理(MDM)仕様

別紙1「庁外アクセスシステム Windows 端末仕様」で規定するモバイルワーク端末の管理について、以下の仕様のとおり、管理者が PC 管理画面より操作・実行できること。

区分	概要
管理画面	管理機の PC で、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する機能を備えること
ロック	デバイスの画面を遠隔操作でロック状態にできること
利用中断/再開	回線を一時的に通信不可状態にできること また、通信不可状態を解除できること (MDM 管理画面より操作可能)
SIM 抜き差し検知	電話番号と製造番号の組み合わせ等から不正利用を検知できること
初期化	デバイスを工場出荷時の状態にできること
ブラウザ利用制限	本県管理者による、カテゴリ別、ホワイトリスト、ブラックリスト等による、インターネットフィルタリングの設定が行えること。
GPS	GPS 機能を用いて、端末のおおよその所在を特定できること
その他	操作マニュアルを付属すること

別紙3

保守条件

保守・運用(故障受付等)・・・故障受付、紛失/盗難時の保守フロー図を提出すること。

項目		機能要件
故障受付	手段	電話による受付
	作業内容	本県(管理者/利用者)からの問い合わせについては、故障か利用者の操作ミスかの切り分けも含めて対応を行い、故障と判断された場合は下記の故障対応を行うこと
	窓口	故障に関して一元的な受付を行うこと
	受付時間	9時～17時 ※平日(土日・祝・年末年始を除く)
故障対応	代替機	7営業日以内に申告者指定の場所に送付すること ※平日(土日・祝・年末年始を除く)
	作業内容	① 庁外アクセス用 Windows 端末故障と思われた機器等の代替機の提供(良品交換) ② SIMカード交換及び通信(接続)確認 ③ 本県が利用するアプリケーションのインストールと初期設定作業 故障した場合の機器の原型復旧に要する部品、機材、修繕費等は全て本調達に含めること。なお本県の故意または過失により発生した故障についてはこの限りでない。
紛失/盗難受付	手段	電話による受付後、指定の様式にて依頼
	作業内容	本県(管理者/利用者)から紛失/盗難が発生したと連絡があった場合、ロック・利用中断・初期化を速やかに実施し、下記の紛失/盗難対策を行うこと。
	窓口	紛失/盗難に関して一元的な受付を行うこと
	受付時間	24時間 365日受付
紛失/盗難対応	代替機	7営業日以内に申告者指定の場所に送付すること ※平日(土日・祝・年末年始を除く)
	作業内容	① 庁外アクセス用Windows端末の代替機の提供 ② SIMカード新規発行及び通信(接続)確認 ③ 沖縄県が利用するアプリケーションのインストールと初期設定作業 ただし、SIMカード等再発行手数料及び本県の故意または過失により発生した場合についての端末代金についてはこの限りでない。
その他	作業内容	契約期間中にバッテリー交換(当該端末1台につき1個)を行うこと。 連絡体制表(本契約に係る窓口、保証対応窓口等を記載したもの)を提出すること。